

## トピックス 24

### 「ライフサイエンス法令の対象」 生きているものだけ？

トピックス22で、ライフサイエンス法令は主要な対象物である「生物」の定義一つとっても、化学物質法令の「化学物質」よりも多様であり、管理を、難しくしている要因の一つとなっているという話をした

「生物の定義は法令毎に十分に確認する必要がある」が、一つの観点として、「生きているものだけが対象か？」、「死んでいるものも対象か？」をみて欲しい

- ・「生物多様性条約/名古屋議定書」における遺伝資源は、死んでいる遺伝資源も対象
- ・「ワシントン条約」において対象となる動植物には、はく製等も含まれる
- ・「カルタヘナ法」における遺伝子組換え生物等は、生きている生物のみ対象

である

これらの違いは、各々の法目的を考えれば納得であるが、法律をみるときに、「生きているものだけが対象か否か」の観点でみると、少し理解も深まるのではないかと思っている